

盛岡山友会遭難対策活動規程

制 定 1997年6月4日

改 定 2024年4月3日

第1 趣 旨

この規定は、盛岡山友会山行規程に基づき実施された山行において事故が発生した場合の救助及び捜索活動（以下「救助活動等」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2 定 義

この規定において「事故」とは、次の場合を言う。

- (1) 理由の如何を問わず、パーティ（単独を含む。）が独自で下山が不可能な場合
- (2) 下山予定日の19時まで、緊急連絡先に下山報告がない場合
- (3) その他、上記に相当すると山行管理委員長が判断した場合

第3 救助活動等

事故が発生した場合は、会長は情報収集を速やかに行い、必要に応じて遭難対策本部を設置する。

2 遭難対策定本部に、遭難対策本部長を置く。

3 遭難対策本部は、次の活動を行う。

- (1) 情報の収集
- (2) 事故者（パーティを構成するメンバーを含む。以下同じ。）の家族との連絡
- (3) 救助捜索隊（以下「救助隊」という。）の編成
- (4) 警察、消防、民間救助隊等との連携
- (5) 岩手県連盟及び他の山岳団体への協力要請
- (6) その他、遭難対策本部長が救助活動等を円滑に進めるために必要と認める事項

4 前項第3号に規定する救助隊の構成者は、原則として次の要件を備えなければならない。

- (1) 救助活動等を安全に実施するために必要な技術・体力を有すること。
- (2) 日本勤労者山岳連盟の労山基金に加入していること。
- (3) 救助活動等への従事について本人及びその家族の了解を得られること。

5 現地における救助活動は、事故者の家族の要請又は了解の下に実施する。

第4 経費の負担

救助活動等に要する経費は、事故者又はその家族が負担するものとする。

第5 遭難対策基金

会は、救助活動を初動から円滑に実施するため、必要な経費の一部を一時的に拠出する基金（以下「遭難対策基金」という。）を設置する。

第6 報告書の作成

遭難対策本部長は、救助活動等終了後すみやかに活動報告書を作成し会に報告するものとする。

付 則（2024年4月3日）

この規定は、2024年4月3日から適用する。